お知らせ



平成31年2月25日

資料提供先 : 合同庁舎記者クラブ

広島県政記者クラブ 中国地方建設記者クラブ 三次記者クラブ

河道内土砂の有効活用 -河川砂利等の採取希望者を募集します-

国土交通省 三次河川国道事務所では、江の川及び馬洗川(国管理区間)の 洪水等で堆積した土砂により河床が上昇した箇所において、河川内砂利の有効 利用を図るため河川砂利等の採取希望者を募集します。

募集受付期間 : 平成31年 3月 1日(金)~平成31年 4月12日(金)

掘削予定場所 : ①広島県三次市粟屋町地先 · 三次町地先 : 約80,000m3

②広島県三次市三次町地先 : 約 5,000m3

③広島県三次市三次町地先・畠敷町地先 : 約20,000m3

④広島県安芸高田市甲田町地先・吉田町地先:約70,000m3

掘削予定期間 : 平成31年度 許認可日から平成32年1月31日まで

平成32年度 許認可日から平成33年1月31日まで

※応募方法等の詳細については、添付の【募集要領】をご参照ください。

●問合わせ先 国土交通省三次河川国道事務所

副所長(河) 籍 箬 攀 箔

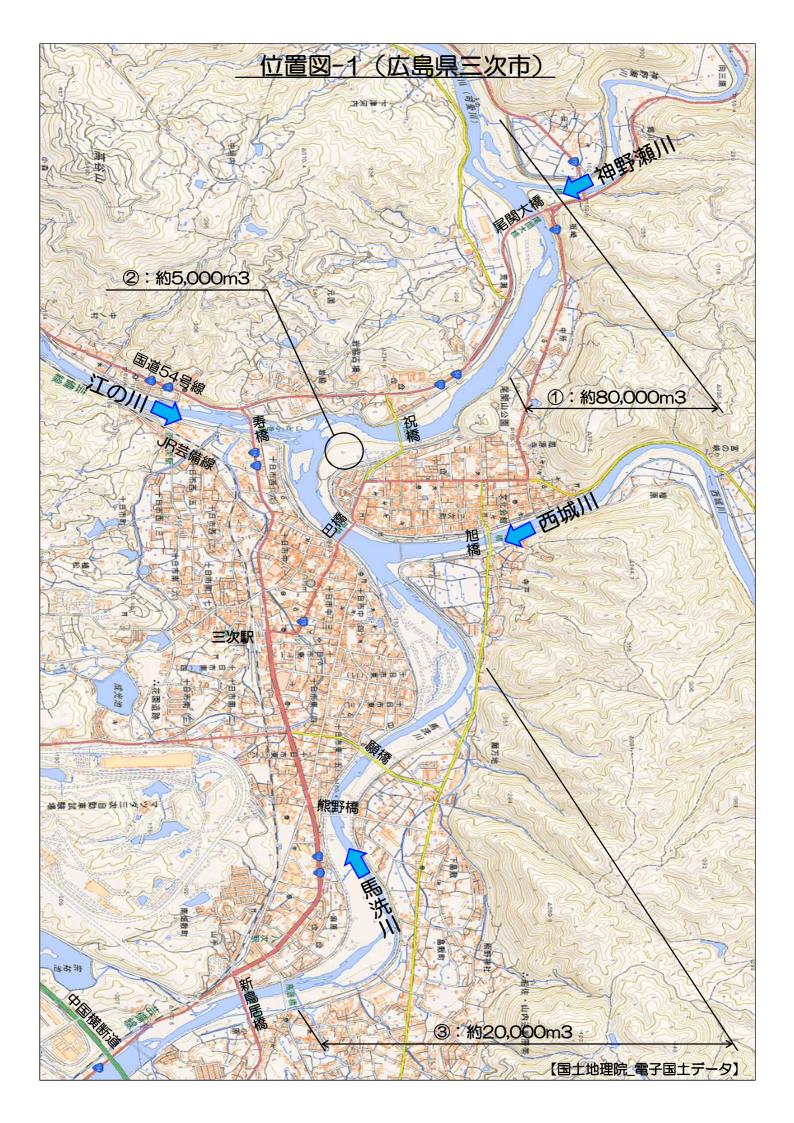
【担 当】占用調整課長 小 池 健 兰

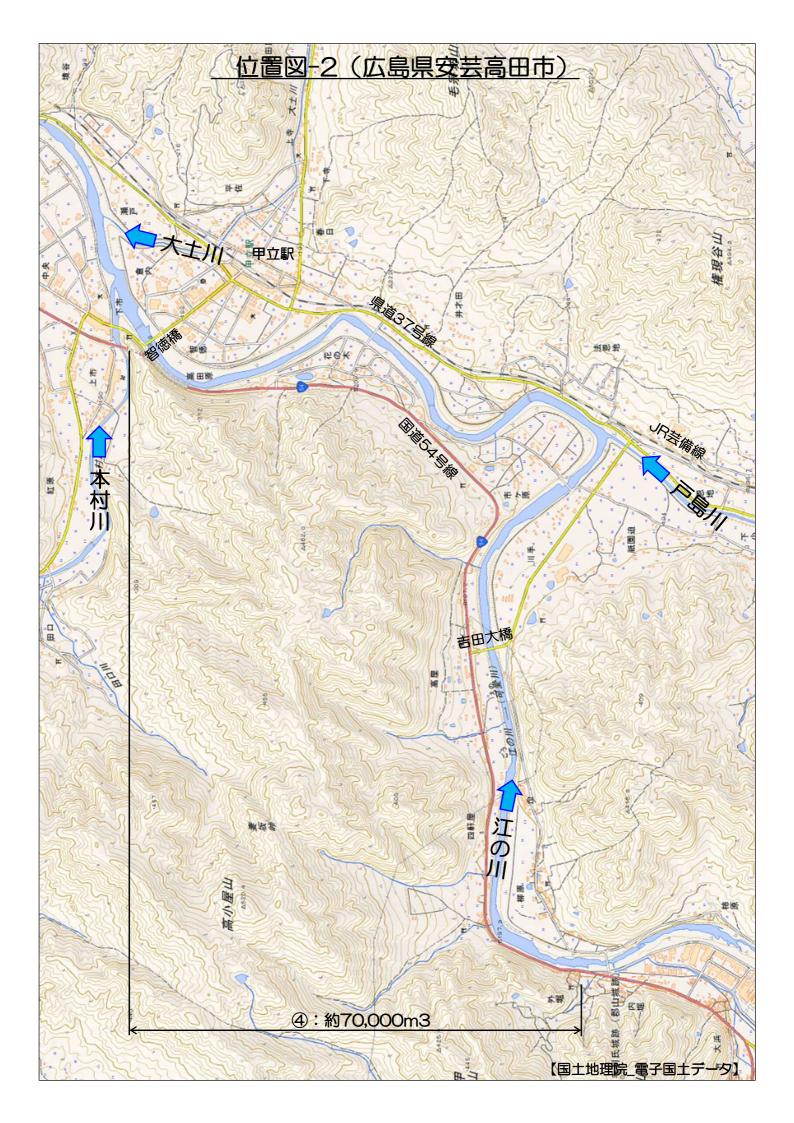
【広報担当窓口】調査設計課長 伊藤 紫 鼓

TEL: (0824) 63 - 4121 (代表)

FAX: (0824) 63-3132

ホームページ http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi





三次河川国道事務所が実施する江の川及び馬洗川改修掘削箇所における砂利採取の 募集について

1. 応募の趣旨

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所では、平成30年7月豪雨により江の川及び馬 洗川に堆積した土砂撤去に係る河川掘削工事を進めています。平成31年度以降も広島県三次市 及び安芸高田市においても順次河道内の土砂の掘削を予定していますが、実施にあたっては、平 常時の河川水位以上である陸上部の掘削を基本とし、河川環境にも配慮しながら行うものとして おります。

一方で、河川内の堆積土砂の有効利用を図ることも必要となっています。

ついては、河川砂利の有効活用の観点から、広島県知事より砂利採取業者登録証の交付を受けており砂利採取(砂利の販売等)をお考えの方を対象に、砂利採取の募集をします。

2. 予定工期等

予定工期:平成31年 4月 ~ 平成33年 3月まで

掘削箇所:①広島県三次市粟屋町地先・三次町地先 : 約 80,000m3

②広島県三次市三次町地先 : 約 5.000m3

③広島県三次市三次町地先・畠敷町地先 : 約 20,000m3

④広島県安芸高田市甲田町地先・吉田町地先 : 約 70,000m3

土 質:砂礫(第1種建設発生土)又は細粒分まじり礫(第2種建設発生土)

なお、土質については、平成30年11月の試掘調査結果に基づきますが現地の状況により変わる場合があります。

3. 応募要件

(1) 応募できる方

平成31年 4月~平成33年 3月の間に砂利の販売等を目的に上記の掘削場所において 土砂の採取を希望される方で次の各要件を満たす方。

- ① 広島県知事より砂利採取業者登録証の交付を受けていること(又は平成31年 4月までに交付見込みであること)
- ②実施にあたっては、別途、砂利採取法第16条に基づく採取計画の認可申請及び河川法第2 5条に基づく土石等の採取許可申請が必要となります。
 - ※土地造成等を目的(砂利採取(砂利の販売)を目的としない)場合には、別添の「三次河川国道事務所が実施する江の川及び馬洗川河川改修箇所における発生土の受入地の募集について」を参照ください。

4. 応募期間及び方法

- (1) 応募期間:平成31年 3月 1日(金)~平成31年 4月12日(金)
- (2)必要書類:次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。
- ① 砂利採取意向申込用紙 → 様式-A
- ② 砂利取業者登録証の写し
- ③ 利採取業務主任者試験合格証又は認定証の写し
- ④ 採取土の搬出先の位置及び搬入ルートを示した地図
- ⑤ 取土の搬出先の土地所用者の同意書等
- ⑥ その他

5. 応募後

(1) 応募後、申し込み記載の採取予定運搬距離、搬出量等を考慮のうえ候補とし、当事務所にて選考させて頂きます。

なお、選考基準としては、候補地までの運搬距離及び他の公共事業等の建設発生土受入 状況、受け入れ量等を総合的に判断し候補を決定します。その結果は、その都度応募者へ 通知致しますが、選考内容に関するお問合せにつきましては公表することは出来ません。

(2) 砂利採取の実施にあたっては、事前に採取計画について調整し、砂利採取法第16条に基づく採取計画の認可申請及び河川法第25条に基づく土石等の採取許可申請を行うことが必要となるほか、広島県への土石採取料の納付が別途必要となります。ただし、申請の結果許可が得られなかった場合には、選定を無効とします。

なお、採取予定箇所の範囲、掘削断面等の詳細については、別途提供します。

6. その他留意事項等

- ① 発生土の搬出及び搬出先での管理日程は、応募者の責任において行っていただきます。
- ② 不正な利益(暴力団等の資金獲得活動等)を得る目的で、建設発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。
- ③ 採取予定時期が出水期(6月15日~10月20日)にかかる場合には、機材の配置等制約が掛かることもありますのでご了承願います。

7. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

〒728-0011三次市十日市西6-2-1

TEL 0824-63-4121 (代表)

FAX 0824-63-3132

担 当:占用調整課 小池、清水

砂利採取「希望申込書」

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所長 様

> 郵便番号: 住 所: 氏名又は名称:

(代表者名):

江の川及び馬洗川改修掘削箇所における砂利採取の希望を申し込みます。

〇砂利採取の予定に関する事項

砂利採取業者 登録番号	
登録年月日	
砂利採取業務主任者氏名	
採取土砂の総数量	立方メートル
採取した砂利の用途	□建設業者、□砂利販売業者、□生コンクリート業者、 □自家消費、□その他()
搬出先の所在地	
採取予定時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

〇連絡先

所属名称: 担当者氏名:

電話番号: (内線)

次の資料を添付ください、	
	砂利採取業者登録証の写し・
	砂利採取業務主任者試験合格証又は認定証の写し
	採取土の搬出先の位置及び搬入ルートを示した地図
<u> </u>	採取土の搬出先の土地所用者の同意書等(借地等の場合)
	その他